



労務管理講習会

無期雇用転換ルール適用の現状と対応について

2013年4月に改正労働契約法が施行され、有期雇用契約を5年を超えて更新された人は、希望すれば無期雇用に転換できることになりました。その権利が今年4月から生じ始めています。

無期雇用は、企業が昇給や昇格の制度を必ずしも設けなくてもよいが、雇用期間の定めのない点は正社員と同じものです。しかしながら企業にとってはコスト増の要因となり、これが雇止めなどの問題につながっています。(同様に2015年9月末施行の改正労働者派遣法についても同様の問題が発生しています。)

上記の現状に対して企業及び働く者としてどう対応していったらよいのか、今回専門の社会保険労務士に講演をお願いしました。この機会に是非受講して頂き、労務管理にお役立て下さいませようお願い申し上げます。

記

- 1. 日時 平成30年7月18日(水) 14:00~17:00 (後半質疑応答含む)
2. 場所 青色会館5F Aホール(小田原市本町2-3-24)
3. 講習内容

- (1) 労働時間の関係法令について
講師 小田原労働基準監督署 監督課
(2) 無期雇用転換ルール適用の現状と対応について
講師 あおい社会保険労務士法人 平山 久美子 氏



人事労務の経営パートナー

労務を整えることは社員との信頼関係を築いていくこと。会社と社員が信頼で結ばれていけば、人は能力を発揮し、会社は発展します。その会社で働く人は、それぞれの幸せを感じることでしょう。



- 4. 対象者 事業者、総務・人事労務担当者、その他関係者等
5. 定員 30名
6. 会費 会員/一般: 1,000円(税込、資料代含む)
※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。

- 7. 申込方法 下記の申込書をFAXにて7月13日(金)までにご提出をお願い致します。
(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局
FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)

- ※ 当教育および修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。
※ 申込み後の取り消しは、7月17日(火)までをお願い致します。それ以後は準備の都合上お受けできませんのでご了承ください。

\*\*\*\*\*

労務管理講習会申込書(7月18日)

Form fields for business name, membership number, location, and contact information.

Table with 3 columns for names and asterisks for registration details.

- 会費の支払方法
□当日持参 □領収証は事業場でまとめて1枚発行
□領収証は受講者ごとに個別に発行
□銀行振込 月 日振込予定(恐縮ですが振込手数料は貴事業場にてご負担ください)
□横浜銀行小田原支店 普通 0056462
名義人 神奈川労務安全衛生協会小田原支部
□さがみ信用金庫駅前支店 普通 0166028
名義人 (社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部